

特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES

公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

(目的)

第1条 特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアムTIES(以下「本法人」という)における公的研究費に係る取引について、公的資金の適正な運用・管理を保証することを目的に、不正行為が発覚した場合の取引業者に対する処分方針について、以下のとおり定める。

(対象)

第2条 本処分方針の適用対象は、本法人の公的研究費に係る取引に関係するすべての取引業者とする。

(処分の対象となる行為)

第3条 処分の対象となる行為は、以下のとおりとする。

- (1) 取引に係る書類の作成に際し、虚偽の記載を行うなど、不正の行為があったとき
- (2) 取引の履行に際し、虚偽の請求を行うなど、不正の行為があったとき
- (3) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき
- (4) その他、本法人に不利益を及ぼす行為があったとき

(処分の方法)

第4条 不正な取引に関与した業者に対する処分は、取引停止をもって行う。

2 取引停止の期間については、不正への関与の程度、金額等に応じ、その都度、最高管理責任者(理事長)が決定する。

(誓約書の徴取)

第5条 物品購入、賃貸借、請負等に関して、予定価格が1件当たり50万円以上となる場合、取引業者に不正を行わない旨等を記した誓約書の提出を求めることとする。

2 次の各号の者は、誓約書の徴取の対象から除くものとする。

- (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織、外国企業等
- (4) 電気、ガス、水道、電話、郵便及び宅配事業者
- (5) 会計監査法人、弁護士、税理士及び特許事務所
- (6) その他、誓約書の徴取の対象になじまない者

3 誓約書の様式は、別紙のとおりとする。

4 徴取回数は1回とし、本法人において不正対策に関する方針やルール等を見直した場合には、あらためて徴取することとする。

以上

特定非営利活動法人
サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES
理事長 殿

誓 約 書

当社（当法人）は、特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES（以下「本法人」という）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 本法人附置研究所における科研費による研究実施規程、本法人研究活動に係る不正行為の防止に関する規程を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 本法人内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 本法人構成員（研究員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、通報窓口（本法人事務局）に連絡すること。

平成 年 月 日

（住 所）

（社 名）

（代表者役職・氏名）

⑨